



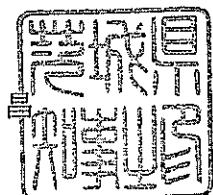
企詔問第1号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安全・安心な社会づくりを目指し、平成28年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）第2条第1項の規定により意見を求める。

平成26年11月21日

茨城県知事 橋本



諮詢理由

県は、平成23年4月に総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」を策定（計画期間：平成23年度～27年度）し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生に伴う所要の改定を経て、県民一人ひとりが、質の高い生活環境のもとで安全、安心、快適に暮らすことができる「産業大県・生活大県」づくりを目指して、さまざまな施策を総合的に推進している。

この間、東日本大震災からの復旧・復興や災害に強い県土づくりに全力で取り組むとともに、広域交通ネットワークなどの県土の発展基盤の整備や企業誘致、中小企業の振興、最先端の科学技術の拠点づくりなどによる地域経済の活性化と働く場の創出、さらには、医療や福祉、教育など身近な生活環境の整備、人づくりやスポーツ・文化の振興など、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところである。

しかしながら、自治体の消滅が懸念されるほどの急激な人口減少や超高齢化、それに伴う労働力不足や経済成長の鈍化、さらには、社会保障制度の持続性の危機などが現実のものとなってきているほか、グローバル化の進展、資源・エネルギーの制約、情報通信技術の劇的な進歩、生活の安全と安心を求める意識の高まりなど、本県を取り巻く社会経済情勢は大きな転換期にある。

このような状況を踏まえ、日本の発展を牽引し得る優れた本県の特性や資源を最大限活用して産業の活性化を図りながら、医療・福祉・教育・生活環境などが充実した、人が輝く元気で住みよい茨城づくりに取り組むため、平成28年度からの県政運営の基本方針となる総合計画の策定を求めるものである。